

二号の十三(第八条の十七の二関係)
様式第3号 (第8条関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画作成(変更)報告書

令和7年 6月25日

(宛先)

川口市長

報告者 氏名又は名称及び住所 荏原環境プラント(株)

並びに法人にあっては 東京都大田区羽田旭町11-1

その代表者の氏名 北関東メンテナンス工事課 印

課長中山英治

(電話番号090-6107-0222)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、
特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成(変更)したの
で、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段(後段)の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	荏原環境プラント株式会社 川口市朝日環境センター内作業所
事業場の所在地	川口市朝日4-21-33
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D08 設備工事業
② 事業の規模	朝日環境センター一般機器(燃焼溶融設備他)点検整備委託ほか
③ 従業員数	4
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【収集運搬】→【中間処理:コンクリート固型化】→ 【最終処分場:管理型埋立】



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
プラント建設部 部長 ↓ 関東メンテナンス工事課 課長 ↓ 特別管理産業廃棄物管理責任者			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	
	排 出 量	262.61 t	t
	(これまでに実施した取組) 搬出前に分別を行い減量化を行った。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	
	排 出 量	200 t	t
	(今後実施する予定の取組) 搬出前に分別を行い減量化を図る。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃え殻 サンプルングによる有害判定を実施し分別している。		
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃え殻 サンプルングによる有害判定を実施し分別する		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	
	全 処 理 委 託 量	262.61 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
サンプリングによる有害確認し分別排出した			

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	
	全 処 理 委 託 量	200 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	200 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者へ の処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	サンプリングによる有害確認し分別排出する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量及び、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※欄印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。